

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市民会館条例第 13 条		
担 当 課	文化交流課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 条例第 13 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 13 条第 4 号に該当する場合の取消し基準について</p> <p>(1) 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する事態が発生した場合で、社会一般常識に照らし利用を中断させる必要が生じていると判断される場合に、必要な範囲内において取消しを行う。</p> <p>(2) 条例第 7 条第 3 号に規定する「組織」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が規定する暴力団等をいい、暴力団、指定暴力団又は指定暴力団等の利益となり、又はそのおそれがあると認められる場合は、利用の許可を取り消す。</p> <p>(3) 市民会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において取消しを行う。</p>			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	城下町とっとり交流館の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	文化交流課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 17 年 9 月 30 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>1 条例第 11 条第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 4 号に該当する場合の取消し基準について</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 号又は第 2 号に該当する事態が発生した場合で、社会一般常識に照らし利用を中断させる必要が生じていると判断される場合に、必要な範囲内において取消しを行う。</p> <p>(2) 交流館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において取消しを行う。</p>			

企画 3 - 3

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市国際交流プラザの設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	文化交流課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 9 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>国際交流プラザの使用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号に該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 5 条第 5 号の規定に該当することにより、条例第 7 条第 3 号に該当する場合は、国際交流プラザの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p>			